

5 農林業センサス ■

農林業センサス

農林業センサスは、農林水産省が農業政策及び農業関連統計調査に必要な資料を整備するために実施しているものです。日本では、1950年世界農業センサス以降10年ごとに、国際条約に基づく世界農業センサス(1960年から林業センサスも同時実施)を行い、その中間年に日本独自の農業センサスを実施しています。2015年(平成22年)農林業センサスは前者に該当します。なお、毎回2月1日が調査基準日です。

5.1 農家数、農家人口

表 5-1 農家数の推移

年次別	総農家数	自給的農家	販売農家	兼業農家			専業率 (%)	
				専業農家	総数	第1種		第2種
平成12年	796	198	598	123	475	75	400	20.6
17年	700	214	486	126	360	38	322	25.9
22年	620	189	431	124	307	47	260	28.8
27年	527	160	367	125	242	30	212	34.1
令和2年	404	119	285	—	—	—	—	—

注) 専業農家・兼業農家数は、販売農家についてのみの値。

注) 専業率(%) = (専業農家数 ÷ 販売農家) × 100

注) 兼業農家数の項目は令和2年の調査より削除された。

図表 5-2 農家数と農業人口の推移

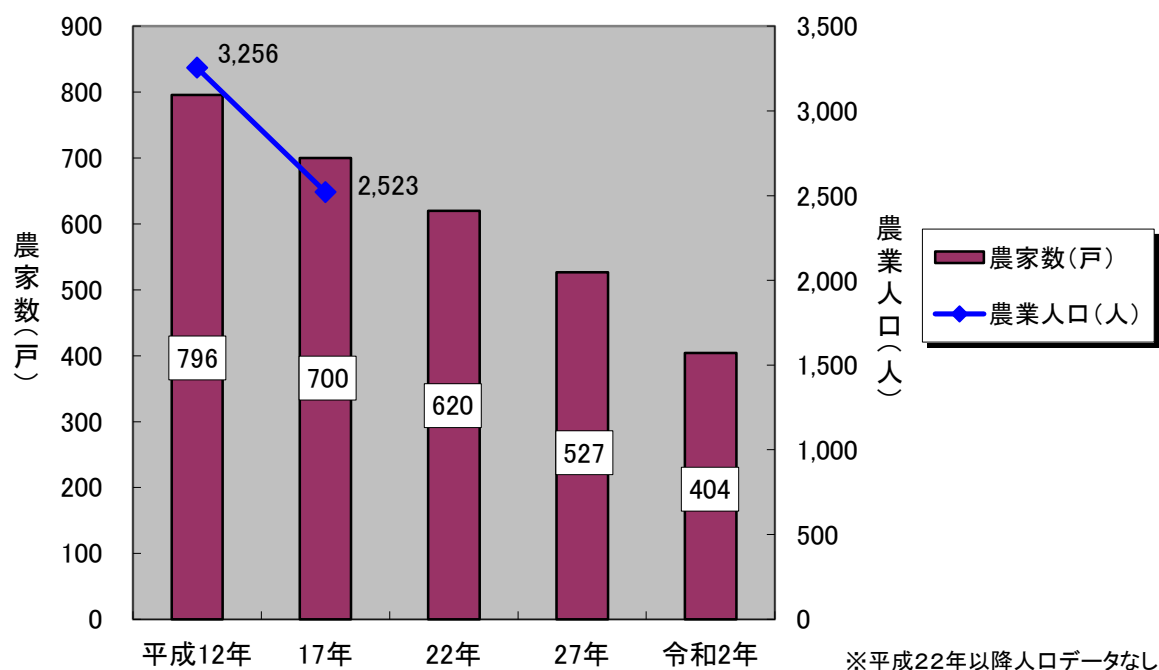


表5-3 経営耕地面積規模別農家数

区分	総数	例外規定農家 (10a未満農業 経営体数)	5a以上 (10a以上) 30a未満	30a以上 50a未満	50a以上 1ha未満	1ha以上
平成12年	796	5	197	167	239	188
17年	492	5	0	129	184	174
22年	439	3	2	92	170	172
27年	376	2	3	73	138	160
令和2年	295	1	4	56	106	128

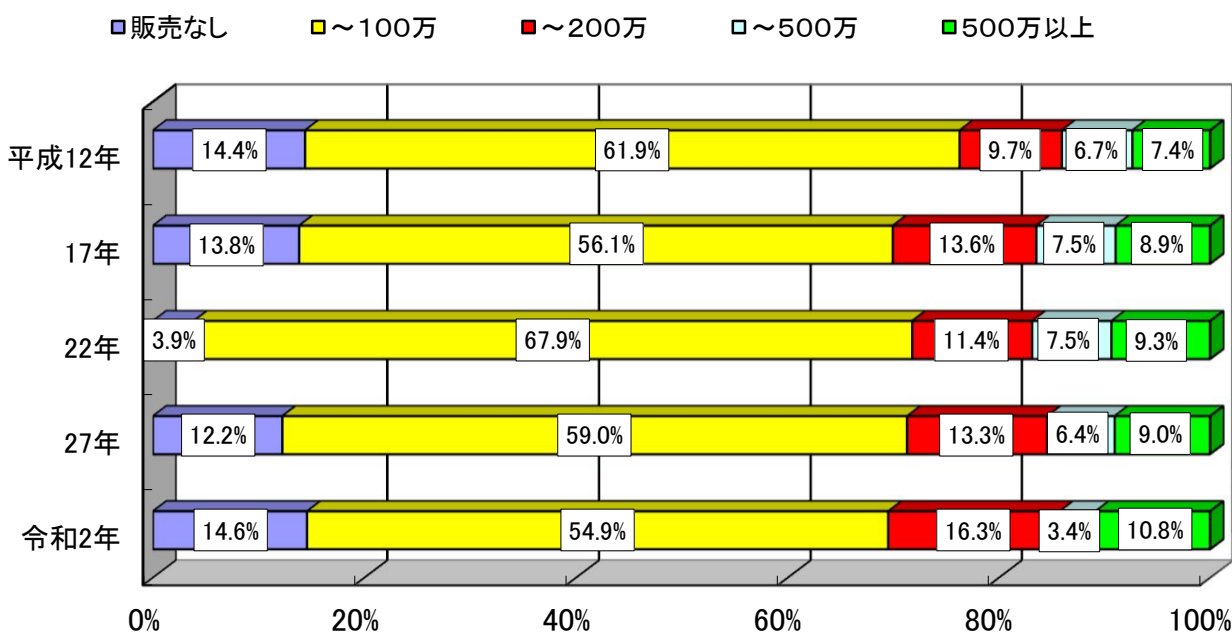
注) 平成12年以前は総農家数で集計し、平成17年以降は農業経営体について集計。

図表5-4 農産物販売金額規模別農家数

区分	総数 (販売農家数) (農業経営体数)	販売なし	100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上
平成12年	598	86	370	58	40	44
17年	492	68	276	67	37	44
22年	439	17	298	50	33	41
27年	376	46	222	50	24	34
令和2年	295	43	162	48	10	32

注) 平成12年の総数は、販売農家数である。

注) 平成17年以降はそれぞれ農業経営体数である。



5.3 その他

表5-8 家畜飼養頭(羽)数 ー販売農家ー

区 分	牛		馬	豚	採卵鶏	ブロイラー
	総 数	乳用牛				
平成12年	297	249	48	—	—	625
17	210	210	—	—	—	65,300
22	611	317	294	—	—	44,200
27	613	394	219	—	—	41,800
令和2年	695	340	355	—	—	—

表5-9 農業用機械所有状況

(単位:台)

区 分	トラクター	動力 田植機	コンバイン
平成12年	703	467	456
17	499	431	423
22	444	337	323
27	423	322	316
令和2年	—	—	—

注) 機械の所有者は個人も団体も含む。

注) 農業用機械所有状況の項目は令和2年の調査より削除された。

注) 農 家 各調査年2月1日現在の経営耕地面積が10a(アール)以上の農業を営む世帯。なお、経営耕地面積がこれに達しないか、全くない場合でも、調査期日前1年間の農産物販売金額が一定金額(15万円)以上あった世帯(これを「例外規定農家」という。)を含む。

農業経営体 経営耕地面積が30a以上の規模の農業、農作業の受託の事業または、農作物の作付け面積、家畜の飼育頭羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業。
①路地野菜作付面積 15a ②施設野菜栽培面積 350㎡ ③果樹栽培面積 10a ④露地花き栽培面積 10a ⑤施設花き栽培面積 250㎡ ⑥搾乳牛飼養頭数 1頭 ⑦肥育牛飼養頭数 1頭 ⑧豚飼養頭数 15頭 ⑨採卵鶏飼養羽数 150羽 ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽 ⑪その他 各調査年2月1日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模。

経営耕地 農家が経営する耕地(田、畑、樹園地の計)をいう。経営耕地は自己所有地と借入耕地(他人から耕作を目的に借り入れている耕地)とに区分される。

専業農家 世帯の中に兼業従事者が1人もいない農家。

兼業従事者 調査期日前1年間に、30日以上他に雇用されて働いた人又は販売金額が15万円以上ある農業以外の自営業で働いた人。

兼業農家 世帯の中に兼業従事者が1人以上いる農家。

第1種 兼業農家 農業による収入が主な兼業農家。

第2種 兼業農家 農業以外による収入が主な兼業農家。

